

企業のサービス活動（組織内活動と業務外部化）に関する統計の整備について

2008. 6. 18

岡室博之

### 1. 検討の対象とする範囲

企業のサービス活動について、実態の把握が不十分な企業の組織内活動と業務の外部化に焦点を絞って、統計を整備する方策を検討。

### 2. 現状

企業のサービス活動は、サービス業以外の業種（例えば製造業）においても生み出され、近年増大している。例えば、人事・経理・企画・総務・法務等のさまざまな管理業務や、仕入・販売・生産管理・物流・広告宣伝・研究開発等の業務が挙げられる。これらの活動は、企業内の取引については通常、売上高等として計上されないため、売上高や付加価値額の把握を第一義として整備されてきた既存の企業・事業所の活動を明らかにする統計においては、それを把握し、評価することが困難であった。

現状では、企業のサービス活動を把握できる統計は平成4年度に開始された経済産業省「企業活動基本調査」等に限られる。同調査では、企業のサービス活動に関して、本社・本店の部門別（調査・企画、情報処理、研究開発、国際事業、その他）常時従事者数、および国内の支社・支店のうち研究所、サービス事業所、物流関係事業所等における常時従事者数が調査されている。そこから、サービス活動の企業内分業について、本社と支社の機能別・事業部門別従事者数等を通してある程度は把握できる。しかしながら、サービス活動の企業グループ内分業については全く把握されず、サービス機能に関する業務の外部委託についても、委託業務の内容と委託金額および研究開発の委託・受託費用が調査されているに過ぎない。業務の外部委託は経済産業省「工業統計調査」や「中小企業実態基本調査」でも調査されているが、さまざまなサービス業務の外部化についての情報はきわめて限られている。【付表】

平成21年に開始される「経済センサス」は、すべての事業所・企業の経済活動を網羅的に把握することを目的としている。「平成21年経済センサス - 基礎調査」では、本社等一括調査によって傘下の事業所の状況を把握するので、本社と支社・事業所の名寄せはほぼ完備すると期待される。また、平成20年4月に施行された改定日本標準産業分類に、主として管理業務ないし補助的業務を行う本社・自家用倉庫等の事業所の分類が中分類ごとに設定され、純粋持株会社の分類項目も新設されたため、サービス機能に特化した事業所や純粋持株会社の統計的把握・分類が可能になった。

### 3. 問題の所在

大きく下記の5点を指摘する。

1) 「企業活動基本調査」において、本社の部門別とサービス・物流関係等、国内事業所の区分別に常時従事者数が調査されているが、それによって企業が生み出すさまざまなサービス機能が十分に捉えられているとは言えない。とりわけ、原材料や商品の購入、営業・販売活動、物流、品質管理、商品企画

等、企業の競争力の源泉に関わる機能をどれだけの人が担っているかが把握されていない。総務・人事・経理・営業等、サービス機能別に活動水準を明確に捉える必要がある。

2) 企業のサービス活動が、企業内（事業所間）だけでなく、企業グループ内（親会社・子会社間）でどのように分担され、取引されているかが不明である。例えば、グループの中で子会社が人事や経理等の機能をどれだけ担っているかが把握できない。そのため、サービス機能の分担・取引が企業内と企業グループ内でどのように異なり、事業所の分社化や子会社の統合によってどのように変化するのが明らかでない。さらに、純粋持株会社の機能を明確に把握する必要がある。

3) サービス活動の外部委託については、「企業活動基本調査」では、情報処理・一般事務・福利厚生・物流・清掃等、いくつかの分野について委託の有無と金額を調査しているのみであり、委託先との関係についての情報が欠如している。どの業務をどこへ（グループ企業か否か）委託したかが把握できない。また、委託するサービス活動の対象・区分が、企業の行うサービス活動のそれと必ずしも整合的ではないため、企業のどのようなサービス機能がどこにどの程度委託されているのが明らかでない。なお、同調査では技術取引について詳細に調査されているが、相手先との関係（グループ企業か否か）による技術取引の区分はなされていない。

4) さらに、業務の外部委託および企業の内部組織と密接に関連する事業連携について、情報がほとんどない。「企業活動基本調査」では、これまで3度にわたって、調達・生産・販売・研究開発の共同化の状況について調査しているが、その内容や程度、相手先については全く把握されていない。

5) 現在のところ、企業のサービス活動に関する情報を提供する唯一の統計調査である「企業活動基本調査」は、すべての産業を網羅するものではない。調査対象産業は、過去10年間に鉱業・製造業と卸売・小売業から経済産業省所管の全業種へと大きく拡充されたとはいえ、建設業、運輸業、不動産業、金融・保険業、医療・教育等が調査されない対象分野として残されている。

以上をまとめると、企業のサービス活動についてのこれまでの調査は、対象業種が限定されているだけでなく、どのようなサービス機能がどこでどれだけ生み出されているかを明瞭に把握しておらず、また企業グループ内の活動とグループ外企業との関係が明確に区別されていない。サービス活動の外部委託については委託先との関係が不明であり、事業連携についても情報が不十分である。

#### 4. 海外の主要国の状況

米国では、5年に一度実施される「経済センサス（Economic Census）」において、事業所の主たる機能（管理機能を行う本社、持株会社、研究所、倉庫等）を明らかにした上で、一般管理・生産・販売・仕入・研究開発等の機能別の従業者数と、情報処理・通信・修理保全・広告宣伝等の業務別の外注金額を調査している。また、「経済センサス」ではこれとは別に持株会社に対する調査を行い、その従業者規模、主な機能、売上収入の構成等を把握している。しかし、企業間（企業グループ内）のサービス機能の分担は把握されていない。

欧州連合（EU）とその主要加盟国については、企業内・企業間でのサービス機能の分業に関して体系的・網羅的な調査は確認できず、ほとんど情報が得られない。ただし、英国、デンマーク、そして（EU

加盟国ではないが) ノルウェーでは、企業グループが識別され、企業グループに関するデータが収集されている。なお、EU 委員会統計局 (EUROSTAT) は 2007 年に加盟国等 13 カ国の統計局と共同で業務の国際外注に関する特別調査を実施した。この統計調査は、非金融業の従業者数 100 人以上 (北欧諸国等一部の国では 50 人以上) の全企業を対象として、企業グループ内の位置づけを明らかにした上で、中核的業務および各種サービス機能 (物流、販売、情報処理、一般管理、デザイン・技術サービス、研究開発) の国内・国際外注の有無と、国際外注については外注先企業の立地と区分 (グループ関係の有無) を調査している。

## 5. 今後必要とされる対応

企業のサービス活動に関する統計については、(1) 既存の事業所に係る統計の改善、(2) 「企業活動基本調査」等の企業に係る統計の充実、(3) 新たな統計の作成、の 3 点から整備が図られるべきである。

(1) 経済センサスの実施以降は、事業所を単位とする既存の統計調査から得られた情報にもとづいて企業全体の活動を把握できる。企業の生み出すサービス活動について、事業所レベルで本社と各支社 (事業所) における (部門別でなく) 職務別の常時従事者数を代理指標として、より明確に捉えることができれば、サービス活動を事業所と企業の両面から捉えることができる。具体的には、会社役員および管理職、人事・労務、財務・経理、総務、法務、企画・調査、広告・宣伝、研究開発、情報処理、仕入、販売、製造、物流 (運送・保管等)、品質管理、修理・保全、清掃・保安等に職務を細分して調査することになる。ただし、産業及び本社、支社等ごとに主要なサービス活動は限られており、調査客体の負担軽減に配慮した適切な職務の設定が必要である。また、従業者規模の小さい事業所では、職務の区分が明瞭でなく、1 人で複数の職務を担当することも少なくないので、小規模事業所については職務の設定について十分な検討を要する。それに加えて、他企業に委託したサービス活動を把握することも重要である。

以上は、従来の事業所単位の労働に係る統計においてもほとんど把握されていない情報であり、経済産業省はここ数年の間の実施を目途に、工業統計調査、商業統計調査、特定サービス産業実態調査等において具体化を検討することが適当である。また、平成 26 年に実施される予定の「第 2 回経済センサス-基礎調査」のなかで本社等の管理活動が把握されるが、これに対応して、事業所の活動に係る統計調査を所管する各府省においても検討することが求められる。

(2) 企業を単位とした調査では、業務の外部委託について、委託業務の区分をできる限り従業者の職務区分に対応させた上で、委託の有無と金額だけでなく、委託先区分 (企業グループ内外、国内・国外別) を把握すべきである。事業連携についても、相手先ごとに連携内容を適切に設定し、取り組みの有無と件数を把握すべきである。これらについて、経済産業省は平成 22 年「企業活動基本調査」において実施すべく、速やかに検討を開始することが適当である。さらに、平成 25 年「企業活動基本調査」以降、調査対象を全産業に拡充し、平成 25 年調査結果から、当該情報を「第 2 回経済センサス-基礎調査」で入手できる親会社・子会社情報と組み合わせることによって、企業グループ内のサービス活動の分担を明らかにする統計を作成することが適当である。

(3) 純粋持株会社のサービス機能についての情報も重要であり、新たな統計調査によって別途把握することが適当である。経済産業省は、平成 21 年「経済センサス-基礎調査」にもとづいて把握した純粋持株会社のすべてを対象として、平成 23 年以降、常時従事者数とその機能別内訳、傘下企業に関する情報（傘下企業数、持株比率、企業統治等）、収益内訳（配当収入とそれ以外など）等について調査し、「第 2 回経済センサス-基礎調査」で入手できる親会社・子会社情報と組み合わせることによって、持株会社のグループ活動を明らかにすることが求められる。

## 6. 期待される効果

事業所および企業のレベルでさまざまなサービス機能の生産が把握され、企業内・企業グループ内のサービス機能の分担・取引が詳細に調査されれば、企業の生み出すサービス活動の実態と機能を明確に把握することができ、経済のサービス化をより広く、正確に理解することが可能になる。また、企業の内部組織とグループ関係の全体像を把握し、産業間・規模間で比較し、その時系列的な推移を追跡することができるようになる。さらに、パネル化されたデータを活用することによって、企業のグループ化による分業関係の変化を明らかにし、企業内・企業間組織に関する議論に実証的な根拠を与えることが可能になる。また、業務の外部委託と企業間の事業連携を、その対象・程度及び相手先との関係を含めて詳細に把握することにより、「企業の境界」に関する議論に適切な実証的根拠を確保できる。

付表. 企業の組織内活動・外部委託を調査している主要な企業・事業所統計

統計名	指・承	対象範囲	調査事項	記入内容
経済産業省企業活動基本調査	指	<p>鉱業、製造業、電気業、ガス業、情報通信業、卸売・小売業、クレジットカード業、割賦販売業、一般飲食店、教育・学習支援業及びサービス業に属する事業所を有する企業のうち、従業員50名以上かつ資本金額または出資金額が3,000万円以上の全国の会社</p>	<p>3 親会社、子会社・関連会社の状況                      (1)親会社の名称、所在地、業種、議決権所有割合                      (2)子会社・関連会社の所有状況                      (3)子会社・関連会社の設立状況                      4 資産・負債及び純資産並びに投資                      (2)関係会社への投資額等                      5事業内容                      (2)外注費                      6 取引状況                      売上高・仕入高の取引状況                      7 事業の外注状況                      8 研究開発                      (1)研究施設の所有形式                      (2)研究開発費及び研究開発投資</p> <p>※16年詳細調査年における調査項目                      7 事業の外注状況                      (1) 外注費                      (2) 業務の外部委託(アウトソーシング)の状況                      (3) 業務提携の状況</p>	<p>3-1 親会社の名称、所在地、業種、議決権所有割合等を記入                      3-2 子会社・関連会社の所有状況(議決権所有状況、業種分類番号、国内・海外における子会社・関連会社の数)について記入                      3-3 子会社・関連会社の新規設立状況(新たに設立、分社化によるもの、企業の買収によるもの、その他)について国内海外別に記入                      4-2 関係会社への投資金額(株式及び出資金、長期貸付金)を記入                      5-2 営業費用、売上原価に記入した外注費の総額うち関係会社の割合を記入                      6 売上高及び仕入高について記入(関係会社についても記入)                      7-1 製造委託を行っているか否か、行っている場合は委託先が国内か海外かを記入                      7-2 製造委託以外の外部委託を行っている場合の該当業種(情報処理関連、調査・マーケティング、デザイン・商品企画など)を記入                      7-3 当該年度に受け入れた請負事業者の受入数及び請負労働者の受入数を記入                      8-1 研究施設が1.単体 2.グループ共同3.研究施設なしのいずれであるかを記入                      8-2 研究開発費及び研究開発投資について、自社研究開発費、委託研究開発費、受託研究費それぞれの額を記入</p> <p>※16年詳細調査年における調査項目                      7-1 製造原価、売上原価等に計上した外注費の総額を記入 うち数として関係会社の割合(%で記入)を記入                      7-2 現在外部委託を行っている分野と今後の状況を記入                      7-3 以下の分野について他企業との間で業務提携を行った相手先企業数を記入                      共同研究開発、共同生産、共同販売、共同配送</p>
商業統計調査	指	<p>日本標準産業分類に掲げる大分類J-卸売・小売業に属する全国の事業所。ただし簡易調査については地方公共団体に属する事業所は除く。</p>	<p>15. チェーン組織への加盟の有無</p>	<p>15. チェーン組織(フランチャイズチェーン・ボランティアチェーン・いずれにも加盟せず)への加盟の有無を記入</p>
特定サービス産業実態調査	指	<p>調査対象となるサービス業のうち、主として対事業所関連サービス又は対個人サービスの業務を営む事業所又は企業</p>	<p>6 年間営業費用及び年間営業用有形固定資産取得額</p>	<p>6 年間営業費用について区分毎(給与支給総額、外注費、減価償却費、賃借料、その他営業費用)の費用額を記入</p>
情報処理実態調査	承	<p>コンピュータを保有する全国の企業、事業所団体、学校等</p>	<p>3-1 情報システム業務の役割分担                      8-2-2 情報セキュリティ対策における外部への支払い費用                      9. EC(電子商取引)の状況                      9-1 BtoB、BtoC及び業務連携の状況</p>	<p>3-1 情報システムの企画、開発及び運用をそれぞれについて担当部署(自社の部門・組織、関連会社または子会社、その他)を記入                      8-2-2 セキュリティ関連機器やソフトの購入、サービスの発注等の外部への情報セキュリティ対策費発生の有無、発生した場合は、支払金額、対策の種類(組織的対策、技術的対策、監視体制、評価の実施)及びその効果を記入                      9-1 対企業等との取引をどのような手段(FAX、電子メール、EDI、データベース接続による業務連携等)で実施しているかを記入</p>
中小企業実態基本調査	承	<p>調査対象業種における中小企業基本法で定める中小企業</p>	<p>2. 決算について                      (2)売上高及び営業費用                      5. 委託の状況                      6. 受注の状況</p>	<p>2-2 当該年度決算について「売上高」、外注費を含む「営業費用」、「営業外損益」等を記入                      5. 委託業務の有無、その内容(製造委託、修理委託、プログラム作成委託、役員提供委託等)、国内海外別の委託先企業数及び金額を記入                      6. 受託業務の有無、その内容(製造受注、修理受注、プログラム作成受注、役員提供受注等)、国内海外企業数及び金額を記入 国内企業からの受注の場合は、親事業者からの受注金額、企業数も記入</p>